

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、人格の形成、体力の向上、健康づくりの礎であるとともに、地域交流の促進やまちの活性化など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことができない存在となっています。

本市では、平成17年度から「安城市スポーツ振興計画」（以下、「第1次計画」）に沿って、身近にスポーツを親しむことができる機会の充実、競技力向上の支援、NPO法人安城市体育協会をはじめとしたスポーツ団体の支援、スポーツ指導者の養成、施設の整備・充実などを行い、スポーツの振興に努めてまいりました。しかしながら、「第1次計画」で設定した「成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%にする」という全体目標の達成は難しい状況となっています。

平成23年8月に、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全面改定され、スポーツ基本法が制定されました。こうしたなか、国では平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定され、愛知県では平成25年3月に「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」が策定されました。スポーツによる健康の増進や体力の向上だけでなく、地域における交流の促進をはじめとした多面的な役割を明確にして、スポーツの推進を図る考え方が示されています。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が平成25年9月に決定しました。今後、スポーツに対する興味・関心の高まりが考えられ、スポーツを地域の活力につなげる絶好の機会となります。

このようなことを踏まえ、本市を取り巻く課題を改めて整理し、「第1次計画」の基本的な考え方を継承・発展させた、今後10年間の本市のスポーツ振興の基本となる「第2次安城市スポーツ振興計画」を策定することとしました。

2 計画期間

計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

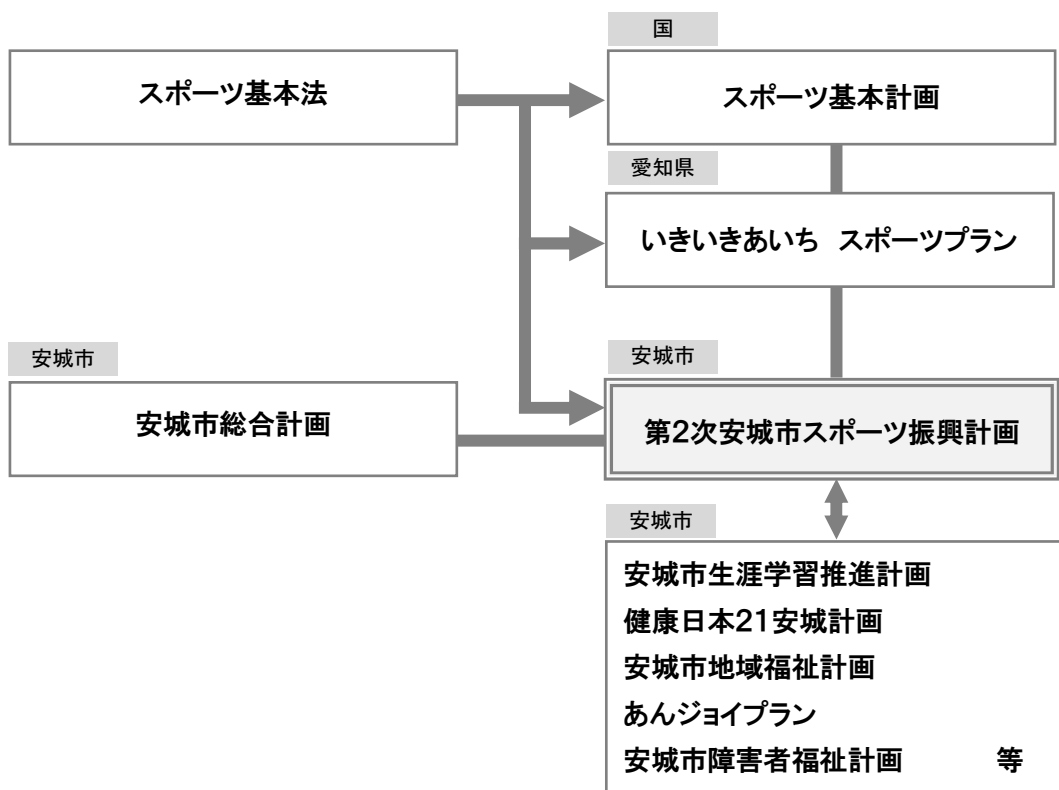
5年目の平成32年度（2020年度）には、必要に応じて見直しを行います。



3 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけられるもので、国の「スポーツ基本計画」及び、愛知県の「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」を踏まえて策定しています。

また、「安城市総合計画」の個別計画として、本市における各種関連計画との整合性を図りながら、今後10年間のスポーツ振興に関する施策を明らかにするものです。



○スポーツ基本法(文部科学省:平成23年8月施行 ※スポーツ振興法を50年ぶりに全面改正)

スポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

スポーツ基本法(平成23年法律第78号) 抜粋

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならない。

第10条 都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

○スポーツ基本計画(文部科学省:平成24年3月策定)

スポーツ基本法第9条に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的な推進を図るために策定したスポーツに関する基本的な計画。

【施策】

- 1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 4 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- 5 国際大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- 6 スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- 7 好循環の創出に向けたトップスポーツと地域スポーツとの連携・協働の推進

○いきいきあいち スポーツプラン(愛知県:平成25年3月策定)

前プランの策定後10年が経過し、社会環境や価値観、県民のスポーツに対する意識の変化に対応し、一層豊かで活力に満ちた「スポーツ愛知」を実現するため策定したスポーツの推進に関する計画。

【基本施策】

- 1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 4 競技力の向上を目指す取組の推進